

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則..... (医務薬務課)	1
○北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則..... (経済部総務課)	1
○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則..... (食関連産業室)	2
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (科学技術振興室)	2
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	4
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市環境課)	5
○北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市環境課)	6
○北海道流域下水道条例第4条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等を定める規則の一部を改正する規則..... (都市環境課)	8

規 則

覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第28号

覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和2年北海道条例第28号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第29号

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項中「20,100円」を「20,200円」に、「27,900円」を「28,100円」に、「30,600円」を「30,900円」に、「55,400円」を「56,000円」に改め、同部(3)の項ア中「210円」を「1,050円」に、「480円」を「1,150円」に改め、同項エを次のように改める。

エ ガスメーター 使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの 使用最大流量が65立方メートル毎時以下のもの	150円 310円
--	--------------

別表1の部(4)の項中「400円」を「600円」に、「890円」を「1,000円」に改め、同表2の部(1)の項中「1,300円」を「1,500円」に、「1,700円」を「1,900円」に改め、同部(2)の項中「540円」を「750円」に改め、同表3の部中「145,100円」を「144,400円」に改め、同表4の部(1)の項中「2,500円」を「2,600円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「4,300円」を「4,400円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「14,000円」を「14,300円」に、「20,500円」を「20,800円」に、「28,700円」を「29,300円」に、「33,100円」を「33,900円」に、「46,700円」を「47,900円」に、「81,600円」を「83,600円」に改め、同部摘要欄中「11,400円」を「11,500円」に、「11,900円」を「12,000円」に、「14,100円」を「14,300円」に、「18,300円」を「18,500円」に、「22,200円」を「22,500円」に、「28,100円」を「28,500円」に、「33,900円」を「34,500円」に、「39,800円」を「40,400円」に、「45,700円」を「46,400円」に改め、同表5の部中「441,400円」を「439,300円」に改め、同表6の部(2)の項中「3,300円」を「3,350円」に、「15,700円」を「15,800円」に、「24,000円」を「24,200円」に、「3,350円」を「3,400円」に、「560円」を「570円」に改め、同部(3)の項を次のように改める。

(3) 体積基準器 ア 基準タンクの全量が250リットル以下のもの イ 基準タンクの全量が1,000リットル未満のもの	1個につき 11,200円 15,000円
---	-----------------------------

別表6の部摘要欄中「(3)の項イ」を「(3)の項」に、「同項イ」を「同項」に改め、同表7の部中「48,200円」を「48,000円」に改め、同表9の部中「880円」を「1,200円」に改め、同表10の部中「430円」を「640円」に改め、同表11の部(1)の項中「1,900円」を「1,950円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「2,800円」を「2,850円」に、「4,300円」を「4,400円」に、「350円」を「340円」に、「700円」を「710円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「4,750円」を「4,850円」に、「8,800円」

を「8,900円」に、「14,000円」を「14,300円」に、「20,500円」を「20,800円」に、「28,700円」を「29,300円」に、「33,100円」を「33,900円」に、「46,700円」を「47,900円」に、「81,600円」を「83,600円」に改め、同部(3)の項中「21,500円」を「25,800円」に、「45,000円」を「51,200円」に改め、同部(4)の項中「27,600円」を「28,200円」に改め、同部(5)の項中「83,400円」を「84,800円」に、「103,900円」を「105,600円」に、「69,400円」を「70,600円」に、「81,900円」を「83,300円」に、「77,200円」を「78,500円」に、「92,600円」を「94,100円」に、「87,200円」を「88,700円」に、「112,000円」を「113,900円」に、「85,100円」を「86,500円」に、「22,200円」を「22,500円」に改め、同表12の部中「540円」を「750円」に改め、同表15の部中「1,200円」を「1,150円」に改め、同表16の部中「540円」を「750円」に改め、同表17の部(1)の項中ウを削り、エをウとし、同部(2)の項中「2,350円」を「2,400円」に、「3,100円」を「3,150円」に、「820円」を「830円」に、「780円」を「790円」に、「2,250円」を「2,300円」に、「3,250円」を「3,300円」に、「7,000円」を「7,100円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「12,900円」を「13,100円」に、「16,200円」を「16,400円」に、「21,900円」を「22,200円」に、「25,100円」を「25,500円」に、「44,800円」を「45,600円」に、「650円」を「660円」に、「660円」を「670円」に、「860円」を「870円」に、「910円」を「920円」に、「15,400円」を「15,500円」に、「22,700円」を「22,900円」に改め、同部(3)の項中「720円」を「730円」に改め、同部(4)の項中「800円」を「810円」に改め、同部(5)の項中「730円」を「970円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「1,600円」を「1,750円」に、「780円」を「790円」に改め、同部(6)の項中「26,100円」を「31,100円」に、「42,700円」を「48,200円」に改める。

別記第3号様式中

「
氏 名
を
「
氏 名
生年月日 年 月 日
」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この規則の施行の日前に申込みがされた特定計量器の検定及び特定計量器の定期検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道計量検定所条例施行規則別記第

3号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道計量検定所条例施行規則別記第3号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第30号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（平成6年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「9,900円」を「9,850円」に、「屈折率測定

同 5,050円」を「屈折率測定

同 5,000円」に改め、同表2の事項中「4,350円」を「4,300円」に、「12,500円」を「12,600円」に、「9,300円」を「9,250円」に、「10,400円」を「10,500円」に、「49,900円」を「49,800円」に、「70,700円」を「70,600円」に、「5,300円」を「5,250円」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第31号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表3の項中「31,800円」を「31,900円」に、「3,350円」を「4,350円」に改め、同表4の項中「11,800円」を「12,000円」に、「3,750円」を「4,600円」に改め、同表6の項中「6,150円」を「6,200円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表9

の項中「80円」を「70円」に改め、同表11の項中「静電気許容度試験機」を「静電気試験機」に、「5,150円」を「3,300円」に、「210円」を「320円」に改め、同表12の項中「23,400円」を「4,250円」に、「1,700円」を「1,800円」に改め、同表14の項中「スペクトラム・アナライザー」を「シグナルアナライザー」に、「9,050円」を「3,200円」に、「320円」を「480円」に改め、同表16の項中「50円」を「60円」に改め、同表18の項中「550円」を「560円」に改め、同表21の項中「210円」を「310円」に改め、同表22の項中「160円」を「250円」に改め、同表23の項中「540円」を「750円」に改め、同表24の項中「950円」を「1,050円」に改め、同表25の項中「22,900円」を「23,000円」に、「1,500円」を「2,150円」に改め、同表26の項中「2,700円」を「3,500円」に改め、同表27の項中「5,900円」を「5,950円」に、「560円」を「780円」に改め、同表28の項中「1,650円」を「1,850円」に改め、同表29の項中「1,550円」を「2,150円」に改め、同表30の項中「1,100円」を「1,550円」に改め、同表31の項中「1,700円」を「2,400円」に改め、同表32の項中「1,500円」を「2,050円」に改め、同表33の項中「1,200円」を「1,650円」に改め、同表34の項中「プリント基板作製装置」を「プリント基板加工システム」に、「10,800円」を「3,150円」に、「580円」を「680円」に改め、同表35の項中「1,250円」を「1,350円」に改め、同表36の項中「820円」を「1,150円」に改め、同表38の項中「630円」を「890円」に改め、同表39の項中「150円」を「220円」に改め、同表42の項中「130円」を「120円」に改め、同表44の項中「2,650円」を「3,400円」に改め、同表45の項中「600円」を「840円」に改め、同表46の項中「760円」を「1,100円」に改め、同表48の項中「760円」を「1,050円」に改め、同表49の項中「4,550円」を「4,600円」に、「1,900円」を「2,100円」に改め、同表50の項中「100円」を「150円」に改め、同表51の項中「70円」を「110円」に改め、同表55の項中「910円」を「920円」に改め、同表58の項中「8,850円」を「4,000円」に、「1,050円」を「1,500円」に改め、同表59の項中「12,200円」を「12,300円」に、「2,850円」を「3,700円」に改め、同表60の項中「6,350円」を「6,400円」に、「1,400円」を「1,450円」に改め、同表61の項中「580円」を「820円」に改め、同表62の項中「600円」を「840円」に改め、同表63の項中「7,900円」を「6,250円」に、「2,700円」を「1,300円」に改め、同表68の項中「4,300円」を「4,400円」に、「1,850円」を「1,900円」に改め、同表69の項中「240円」を「250円」に改め、同表70の項の右欄中「50円」を「60円」に改め、同表71の項中「680円」を「700円」に改め、同表72の項中「4,250円」を「4,300円」に、「1,150円」を「1,600円」に改め、同表74の項中「980円」を「1,350円」に改め、同表75の項中「260円」を「400円」に改め、同表76の項中「70円」を「80円」に改め、同表77の項中「110円」を「120円」に改め、同表78の項中「40円」を「50円」に改め、同表79の項及び81の項中「80円」を「90円」に改め、同表82の項中「50円」を「60円」に改め、同表83の項中「60円」を「70円」に改め、同表85の項中「120円」を「190円」に改め、同表87の項中「9,950円」を「10,000円」に、「60円」を「70円」に改め、同表89の項中「90円」を「130円」に改め、同表92の項中「2,550円」を「2,600円」に、「60

円」を「100円」に改め、同表93の項中「230円」を「350円」に改め、同表94の項中「590円」を「610円」に改め、同表95の項中「20円」を「40円」に改め、同表101の項中「60円」を「70円」に改め、同表102の項中「90円」を「120円」に改め、同表103の項中「290円」を「300円」に改め、同表104の項中「400円」を「610円」に改め、同表105の項中「2,750円」を「2,800円」に、「200円」を「310円」に改め、同表106の項中「5,850円」を「6,000円」に、「900円」を「1,050円」に改め、同表107の項中「50円」を「80円」に改め、同表108の項中「5,600円」を「5,650円」に、「620円」を「690円」に改め、同表109の項中「100円」を「120円」に改め、同表110の項中「1,200円」を「1,250円」に改め、同表111の項中「5,050円」を「5,100円」に、「120円」を「140円」に改め、同表112の項中「400円」を「410円」に改め、同表113の項中「70円」を「110円」に改め、同表114の項中「80円」を「130円」に改め、同表115の項中「2,600円」を「2,650円」に、「100円」を「150円」に改め、同表116の項中「360円」を「540円」に改め、同表117の項中「130円」を「170円」に改め、同表118の項中「170円」を「240円」に改め、同表119の項中「200円」を「240円」に改め、同表120の項中「56,700円」を「56,800円」に、「1,600円」を「2,200円」に改め、同表121の項中「5,700円」を「5,750円」に、「770円」を「780円」に改め、同表123の項中「570円」を「620円」に改め、同表124の項中「880円」を「1,150円」に改め、同表125の項中「1,350円」を「1,650円」に改め、同表126の項中「5,550円」を「6,100円」に、「570円」を「810円」に改め、同表127の項中「4,650円」を「4,700円」に、「730円」を「1,000円」に改め、同表128の項中「60円」を「70円」に改め、同表130の項中「210円」を「220円」に改め、同表131の項中「2,150円」を「2,200円」に改め、同表132の項中「4,950円」を「5,000円」に改め、同表134の項中「690円」を「880円」に改め、同表135の項中「80円」を「120円」に改め、同表136の項中「30円」を「50円」に改め、同表139の項中「750円」を「760円」に改め、同表140の項中「210円」を「310円」に改め、同表141の項中「20円」を「30円」に改め、同表142の項中「130円」を「140円」に改め、同表143の項の右欄中「50円」を「70円」に改め、同表144の項中「140円」を「180円」に改め、同表146の項中「80円」を「120円」に改め、同表147の項中「280円」を「270円」に改め、同表148の項中「70円」を「90円」に改め、同表151の項中「120円」を「130円」に改め、同表152の項中「2,700円」を「2,850円」に、「230円」を「350円」に改め、同表153の項中「100円」を「150円」に改め、同表154の項中「2,650円」を「2,700円」に、「180円」を「200円」に改め、同表155の項中「10,300円」を「10,200円」に、「4,100円」を「4,000円」に改め、同表157の項中「9,750円」を「9,800円」に、「2,150円」を「2,350円」に改め、同表159の項中「200円」を「310円」に改め、同表161の項中「710円」を「990円」に改め、同表162の項中「5,350円」を「5,400円」に、「420円」を「430円」に改め、同表163の項中「9,350円」を「9,400円」に、「3,700円」を「4,450円」に改め、同表164の項中「5,900円」を「6,200円」に、「920円」を「1,250円」に改め、同表165の項中「710円」を「740円」に改め、同表166の項中「240円」を「370円」に改め、同表

169の項中「560円」を「790円」に改め、同表170の項中「5,550円」を「5,600円」に改め、同表171の項中「230円」を「350円」に改め、同表172の項中「370円」を「380円」に改め、同表173の項中「1,350円」を「1,750円」に改め、同表175の項中「200円」を「310円」に改め、同表177の項中「4,050円」を「4,100円」に、「1,000円」を「1,400円」に改め、同表178の項中「8,150円」を「8,250円」に、「2,750円」を「3,600円」に改め、同表179の項中「2,550円」を「2,600円」に、「80円」を「100円」に改め、同表180の項中「300円」を「340円」に改め、同表181の項中「2,500円」を「2,550円」に改め、同表182の項中「590円」を「830円」に改め、同表183の項中「2,400円」を「3,150円」に改め、同表184の項中「5,400円」を「5,450円」に、「450円」を「470円」に改め、同表185の項中「130円」を「200円」に改め、同表187の項中「7,150円」を「7,200円」に、「2,200円」を「2,250円」に改め、同表188の項中「2,800円」を「3,650円」に改め、同表189の項中「4,750円」を「5,550円」に改め、同表190の項中「1,550円」を「1,750円」に改め、同表191の項中「3,450円」を「3,500円」に、「980円」を「1,000円」に改め、同表192の項中「100円」を「150円」に改め、同表193の項中「2,500円」を「2,550円」に、「40円」を「60円」に改め、同表194の項中「530円」を「740円」に改め、同表195の項中「4,500円」を「4,550円」に改め、同表197の項中「350円」を「390円」に改め、同表198の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表200の項中「70円」を「100円」に改め、同表201の項中「3,000円」を「3,050円」に、「400円」を「550円」に改め、同表202の項中「2,900円」を「3,000円」に、「400円」を「510円」に改め、同表203の項中「40円」を「60円」に改め、同表204の項中「80円」を「120円」に改め、同表206の項中「5,800円」を「5,850円」に、「830円」を「900円」に改め、同表207の項中「170円」を「260円」に改め、同表208の項中「70円」を「100円」に改め、同表209の項中「730円」を「740円」に改め、同表210の項中「21,200円」を「13,000円」に、「2,750円」を「3,550円」に改め、同表211の項中「760円」を「1,050円」に改め、同表212の項中「890円」を「1,250円」に改め、同表213の項中「56,700円」を「56,800円」に、「4,750円」を「5,550円」に改め、同項を同表216の項とし、同表212の項の次に次のように加える。

213	3Dプリンター	4,300円	1,800円
214	3Dスキャナー	3,450円	960円
215	E M I テストレシーバー	5,250円	2,800円

別表第1の2の事項中「2,600円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,750円」に改める。

別表第2の1の事項の表10の項中「7,950円」を「8,000円」に改め、同表12の項中「9,700円」を「3,250円」に改め、同表18の項中「45,300円」を「45,400円」に改め、同表19の項中「4,800円」を「4,900円」に改め、同表20の項中「14,500円」を「14,600円」に改め、同表21の項中「6,650円」を「6,700円」に改め、同表23の項中「2,650円」を「2,300円」に改め、同表24の項中「5,350円」を「6,000円」に改め、同表28の項中「19,500円」を「19,600

円」に改め、同表30の項中「15,900円」を「19,100円」に改め、同表34の項中「36,400円」を「37,100円」に改め、同表35の項中「38,700円」を「38,800円」に改め、同表36の項中「12,700円」を「12,800円」に改め、同表37の項中「19,000円」を「7,500円」に改め、同表39の項中「3,600円」を「3,650円」に改め、同表50の項中「12,300円」を「12,400円」に改め、同表54の項及び55の項を削り、同表中56の項を54の項とし、57の項から60の項までを55の項から58の項までとし、同表61の項中「45,300円」を「45,400円」に改め、同項を同表59の項とし、別表第2の2の事項の表2の項中「8,950円」を「9,000円」に改め、同表6の項中「8,050円」を「8,100円」に改め、同表8の項中「21,200円」を「21,300円」に改め、同表9の項中「9,400円」を「9,500円」に改め、同表11の項中「5,450円」を「5,500円」に改め、同表12の項中「8,250円」を「8,450円」に改め、同表13の項中「8,300円」を「8,350円」に改め、同表15の項中「9,600円」を「9,650円」に改め、同表16の項中「8,400円」を「5,900円」に改め、同表17の項中「52,800円」を「54,000円」に改め、同表18の項中「7,900円」を「8,400円」に改め、同表20の項中「12,500円」を「15,000円」に改め、同表22の項中「10,200円」を「8,150円」に改め、同表25の項中「17,300円」を「17,400円」に改め、同表26の項中「4,750円」を「5,900円」に改め、同表28の項中「15,000円」を「15,100円」に改め、同表29の項中「25,600円」を「27,800円」に改め、同表32の項中「18,900円」を「19,000円」に改め、同表中34の項を35の項とし、33の項の次に次のように加える。

34	イオンクロマトグラフ分析	1件ごとに	10,800円
----	--------------	-------	---------

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第32号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「手数料及び使用料」を「使用料及び手数料」に改める。

別表使用料の部中「620円」を「860円」に改め、同表手数料の部中「3,530円」を「4,580円」に、「1,020円」を「1,120円」に、「3,050円」を「3,380円」に、「3,060円」を「3,070円」に、「1,800円」を「2,520円」に、「1,290円」を「1,300円」に、「2,830円」を「3,160

円」に、「5,770円」を「5,950円」に、 6,560円 を 「 ア 病理解剖検査を行うとき 8,520円 イ 病理解剖検査を行わないとき 7,430円 」 に、「3,800	北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。 別表1の事項の表使用料の欄中「270円」を「300円」に、「60円」を「50円」に、「290円」を「330円」に改め、別表2の事項の表使用料の欄中「920円」を「990円」に、「470円」を「440円」に、「800円」を「790円」に、 「 <table> <tr><td>60円</td><td>30円</td></tr> <tr><td>680円</td><td>340円</td></tr> <tr><td>60円</td><td>30円</td></tr> <tr><td>130円</td><td>70円</td></tr> <tr><td>340円</td><td>170円</td></tr> <tr><td>680円</td><td>340円</td></tr> <tr><td>340円</td><td>170円</td></tr> <tr><td>270円</td><td>140円</td></tr> <tr><td>680円</td><td>340円</td></tr> <tr><td>50円</td><td>30円</td></tr> <tr><td>680円</td><td>340円</td></tr> <tr><td>170円</td><td>80円</td></tr> </table> 」 「 <table> <tr><td>70円</td><td>30円</td></tr> <tr><td>740円</td><td>330円</td></tr> <tr><td>70円</td><td>30円</td></tr> <tr><td>140円</td><td>60円</td></tr> <tr><td>370円</td><td>160円</td></tr> <tr><td>740円</td><td>330円</td></tr> <tr><td>370円</td><td>160円</td></tr> <tr><td>290円</td><td>130円</td></tr> <tr><td>740円</td><td>330円</td></tr> <tr><td>60円</td><td>20円</td></tr> <tr><td>740円</td><td>330円</td></tr> <tr><td>180円</td><td>80円</td></tr> </table> 」 を に改め、別表3の	60円	30円	680円	340円	60円	30円	130円	70円	340円	170円	680円	340円	340円	170円	270円	140円	680円	340円	50円	30円	680円	340円	170円	80円	70円	30円	740円	330円	70円	30円	140円	60円	370円	160円	740円	330円	370円	160円	290円	130円	740円	330円	60円	20円	740円	330円	180円	80円
60円	30円																																																
680円	340円																																																
60円	30円																																																
130円	70円																																																
340円	170円																																																
680円	340円																																																
340円	170円																																																
270円	140円																																																
680円	340円																																																
50円	30円																																																
680円	340円																																																
170円	80円																																																
70円	30円																																																
740円	330円																																																
70円	30円																																																
140円	60円																																																
370円	160円																																																
740円	330円																																																
370円	160円																																																
290円	130円																																																
740円	330円																																																
60円	20円																																																
740円	330円																																																
180円	80円																																																
円」を「4,010円」に、 5,680円 を 「 ア 家畜保健衛生所からの往復距離100キロメートル未満の場所において診断を行うとき 5,670円 イ 家畜保健衛生所からの往復距離100キロメートル以上の場所において診断を行うとき 12,490円 」 に、「24,730円」を「24,550 円」に改め、同表備考3の事項中「左欄の」を削る。 附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第33号 北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則																																																	

事項の表使用料の欄中「910円」を「990円」に、「180円」を「170円」に、「190円」を「170円」に、

50円	20円
-----	-----

を

60円	20円
-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第34号

北海道公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

北海道公共下水道条例施行規則（昭和58年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則

第1条中「北海道公共下水道条例」を「北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例」に改める。

第11条第1項中「により」を「又は口座振替の方法により」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第17条を次のように改める。

（占用料の徴収）

第17条 知事は、許可占用者から、別表により算定して得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の占用料を徴収する。

第18条を削る。

第19条の見出し中「の申請」を削り、同条中「条例第25条」を「前項」に、「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第18条とする。

知事は、公益上の必要その他特別の理由があると認めたときは、占用料を減免することができる。

第20条の見出し中「の申請」を削り、同条中「条例第26条」を「前項」に、「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項

を加える。

知事は、許可占用者が条例第27条（第4号に係る部分に限る。）の規定により条例第23条第1項の許可を取り消されたときその他やむを得ないと認める事由が生じたときは、当該許可の取消しの日又は当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その占用料の全部又は一部を返還することができる。

第20条を第19条とし、同条の次に次の2条を加える。

（標識の掲示）

第20条 許可占用者は、当該占用に係る区域の見やすい場所に別記第11号様式の標識を掲示しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。（氏名等の変更の届出）

第20条の2 許可占用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合は、速やかに、別記第12号様式により知事に届け出なければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第17条関係）

区 分	単 位	単 価	
		1月以上の 占用	1月未満の 占用
第1種電柱	1本につき1年	420円	462円
第2種電柱		650円	715円
第3種電柱		880円	968円
第1種電話柱		380円	418円
第2種電話柱		610円	671円
第3種電話柱		830円	913円
その他の柱類		38円	41円80銭
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	4円	4円40銭
地下電線その他地下に設ける線類		2円	2円20銭
地上に設ける変圧器	1個につき1年	370円	407円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	230円	253円
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	760円	836円

郵便差出箱及び信書便差出箱			320円	352円
広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960円	1,056円
その他の工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	760円	836円
埋 設 管 類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	16円	17円60銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円	25円30銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円	37円40銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円	49円50銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円	74円80銭
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円	100円10銭
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円	176円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		230円	253円
	外径が1.0メートル以上のもの		450円	495円
通路その他これに類する施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	760円	836円
	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき	96円	105円60銭

看 板		1 月		
	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960円	1,056円
標識		1 本につき 1 年	610円	671円
旗ざお	一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	10円	11円
	その他のもの	1 本につき 1 月	96円	105円60銭
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、かわらその他の工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	96円	105円60銭

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第 1 種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積若しくは占用面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式中「北海道公共下水道条例」を「北

海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「北海道公共下水道条例施行規則」を「北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則」に改める。

別記第8号様式中「北海道公共下水道条例」を「北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例」に改める。

別記第9号様式中「北海道公共下水道条例施行規則」を「北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則」に改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式を削る。

別記第12号様式中「第19条、第20条」を「第18条、第19条」に、「北海道公共下水道条例施行規則第19条（第20条）」を「北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則第18条（第19条）」に改め、同様式を別記第10号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第11号様式（第20条関係）

公共下水道の敷地等占用許可標識	
占有者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）	
占用の面積	平方メートル
占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号指令

注 縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。

別記第12号様式（第20条の2関係）

氏 名 等 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏名又は名称 ㊞

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則第20条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏		

名)		
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		

注 変更の内容を証する書面を添付すること。

別記第13号様式中「北海道公共下水道条例施行規則」を「北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道公共下水道条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道流域下水道条例第4条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第35号

北海道流域下水道条例第4条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等を定める規則の一部を改正する規則

北海道流域下水道条例第4条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等を定める規則（平成24年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

北海道流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例第3条第3号に規定する生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設等を定める規則

第1項中「北海道流域下水道条例」を「北海道流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例」に、「第4条第3号」を「第3条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。